

世帯調書

様式第2号（第5条関係）

受検した児の属する世帯構成	氏名	児との続柄	生年月日	職業 (勤務先)	年間所得税額 *記入不要です	備考	
		本人					
世帯外扶養義務者		住所 _____ 都・道・府・県 _____ 市・町 _____ 区					
		住所 _____ 都・道・府・県 _____ 市・町 _____ 区					

- 注 1 世帯構成欄には、本人と生計を一にしている者を全員（本人を含む）記載してください。
- 2 世帯外扶養義務者欄には、世帯構成員以外で、現に受検した児の扶養を履行している扶養義務者がいる場合に、記載してください（単身赴任の場合等）。
- 3 扶養義務者とは、父、母、祖父母、養父母、兄弟姉妹、そのほか家庭裁判所で扶養の義務が負わされた叔父、叔母等、民法第877条に定められている者をいいます。
- 4 この調書には、世帯全員について、課税の証明書類（市民税非課税世帯の方は市民税非課税証明書、生活保護を受けている方は生活保護適用証明書を提出してください。
◆ 証明が必要となる課税年度は、受検した日により異なります。
- | 検査を受けた日 | 市民税の課税年度 | （必要となる課税年度の例） |
|-----------|-------------|---------------------------|
| 4月～6月末の場合 | 前年度（前々年所得分） | 検査が令和8年4～6月→令和7年度の証明 |
| 7月～3月末の場合 | 今年度（前年所得分） | 検査が令和8年7月～令和9年3月→令和8年度の証明 |
- ただし、証明が必要な課税年度の賦課基準日（1月1日）において宝塚市に住民登録がある方で 市で課税状況の確認が取れる場合は証明書の提出を省略できます。
- 18歳未満の未就労者、他の世帯員の証明書類等で被扶養者であることが分かる方は不要です。
- 5 申請後、助成が終了するまでの間に、住所の変更、扶養義務者の変動又は証明事項に変動が生じた場合は、宝塚市健康推進課に届出てください。